

税務ワンポイント！！（令和4年1月より新電子帳簿保存法施行）

令和3年度の税制改正で「電子帳簿保存法」が改正され、令和4年1月から適用要件の緩和のほか、電子取引に係る証憑類の電子データによる保存を義務付ける改正が行われております。スマホ決済等が普及してきている現在、今まで電子帳簿保存と無縁だった方々にも影響が出てきます。今回は、その改正ポイントについて説明します。

1 電子帳簿保存法とは？

税法で、原則、紙による保存が義務付けられている帳簿書類の電子データでの保存を認めたり、電子メール等で受渡した取引情報の保存義務を定めたもので、次の3つに区分されます。

①電子帳簿等保存 ②スキャナ保存 ③電子取引データ保存

2 事前届出・承認の不要化

改正前は、上記①～③のいずれも、税務署に事前に届出て承認を受ける必要がありましたが、全て不要になりました。

3 ①電子帳簿等保存に関する改正

- ① 事前に優良な電子帳簿であることを届出した事業者には、申告漏れがあった場合の過少申告加算税が5%軽減されました。
- ② 最低限の要件を満たす電子帳簿でも電子データによる保存が認められました（紙保存不要）。

4 ②スキャナ保存に関する改正

- ① タイムスタンプ要件に係るタイムスタンプ付与期間が最大2か月と7営業日以内に緩和されるとともに、電子データを訂正削除が確認できるシステム等の場合、スタンプ付与自体の省略が可能になりました。
- ② 受領者がスキャナ読取の際の書類への自署が不要になりました。
- ③ 検索要件である検索する際の項目が「イ取引年月日」「ロ取引金額」「ハ取引先の3つ」だけに限定されるとともに、税務調査の際に電子データのダウンロードの求めに応じる場合には、範囲指定による検索機能等が不要とされました。
- ④ データ保存後の、改ざん防止のための自主点検等が不要になりました。
- ⑤ 電子データの改ざん等による不正があった場合の重加算税が10%上乘せされました。

5 ③電子取引データ保存に関する改正

- ① タイムスタンプ要件に係るタイムスタンプ付与期間が最大2か月と7営業日以内に緩和されました。
- ② 検索要件が上記4③と同様に緩和されるとともに小規模な事業者については、税務調査の際データのダウンロード要請に応じることを条件に検索要件は不要とされました。
- ③ データ保存のうち印刷による紙保存は認められず、電子データによる保存のみとされました。

また、これらの保存データは、タイムスタンプ要件や検索機能要件が課されていますので注意が必要です。

※ 電子取引とは、いわゆるEDI（電子データ交換）取引、インターネットや電子メールによる取引情報のやり取りなどをいい、これらの電子データを改ざん防止と検索機能措置を施したうえで保存しなければならないこととされました。

ご不明な点や「もっと詳しく知りたい」などございましたらお気軽にお尋ねください。



<文責：蜂矢>